

第13回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成26年4月18日（金）15:30～17:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 新たな委員の加入について 【資料1】

(2) 今後のスケジュールについて 【資料2-1、2-2】

(3) 条例素案のたたき台について 【資料3-1、3-2、3-3】

4 その他

5 閉会

【配付資料】

資料1 平成26年度 (仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会 委員名簿(案)

資料2-1 (仮称) 釧路市自治基本条例 制定スケジュール

資料2-2 (仮称) 釧路市自治基本条例 H26年度会議等日程

資料3-1 (仮称) 釧路市自治基本条例 (素案のたたき台)

資料3-2 (仮称) 釧路市自治基本条例 (素案のたたき台) 検討用資料

資料3-3 (仮称) 釧路市自治基本条例 (素案のたたき台) 掲載条項一覧

資料4 感想記入シート

平成26年度（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 委員名簿(案)

氏名	区分	所属・役職
いたくら ひろし 板 倉 弘	公募	
おの しんいち 小 野 信 一	推薦(福祉)	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 事務局長
かわうち まさえ 川 内 雅 恵	推薦(教育)	(前 釧路市PTA連合会 副会長)
かわむら としあき 川 村 利 明	地域協議会	音別地域協議会 会長
こいけ りょうすけ 小 池 亮 介	公募	
こばやし ともゆき 小 林 友 幸	推薦(市民活動)	NPO法人わっと 理事長
すずき なおや 鈴 木 直 哉	推薦(経済)	釧路商工会議所 理事
なづか あきら 名 塚 昭	行政	釧路市副市長
にしだ たかし 西 田 孝	地域協議会	阿寒地域協議会 会長
にしむら つよし 西 村 毅	推薦(市民生活)	釧路市連合町内会 会長
ひらま いくこ 平 間 育 子	推薦(市民生活)	釧路市女性団体連絡協議会 会長
みのしま ひろゆき 箕 島 弘 幸	推薦(法務)	釧路弁護士会
やまざき みきね 山 崎 幹 根	有識者	北海道大学公共政策大学院 院長

(五十音順)

(仮称) 釧路市自治基本条例 検討予定表

年度	平成26年度												平成27年度			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5		
検討委員会	検討委員会開催(丸番号は回数)												(仮称) 釧路市自治基本条例 施行			
事務局	⑬ 視察 ↑ 提示	⑭ たたき台を元に検討 ↓ 意見反映	⑮、⑯	⑰ ↑ 提示	⑱、⑲ 素案確認 ↓ 反映		⑳ 最終調整									
事務局	条例 たたき台	条例素案作成			条例 素案	パブリック コメント	条例 原案									
事務局		情報共有														
庁内	庁議・各部庶務担当課長会議(丸番号は回数)															
庁内		① 経過報告			② 条例素案の周知		③ 条例原案の確認					関連条例改正				
議会			6月 議会				9月 議会			12月 議会			2月 議会			
議会						素案報告				議決						
市民周知・意見交換	HP・広報誌・出前講座															
市民周知・意見交換		広報 (制定開始)					広報 (パブコメ)						広報 (条例施行)			
市民周知・意見交換	各団体との意見交換会															
市民周知・意見交換		講演会			セミナー											
市民周知・意見交換		市政懇談会、地域協議会 等										概要版パンフ作成・配付				

(仮称)釧路市自治基本条例 H26年度会議等日程

	項目	日時・場所	概要
検討委員会	第13回	4月18日(金) 15:30～17:00 プラザさいわい小ホール	・条例素案のたたき台提示
	新委員への 委嘱状交付	4月25日(金) 11:00～11:15 市役所第4委員会室	・阿寒地域協議会 西田会長 ・音別地域協議会 川村会長
	先進地視察 (帯広市)	4月25日(金) 15:30～17:00 (移動:11:20～19:30)	・制定までの経過、制定後の変化 ・条例見直しの経過 等の聞き取り
	第14回	5月16日(金) 18:00～20:00 プラザさいわい小ホール	・条例素案たたき台を元にした検討
	第15回	6月6日(金) 18:00～20:00 プラザさいわい小ホール	
	第16回	6月20日(金) 19:00～21:00 プラザさいわい小ホール	
	第17回	7月11日(金) 18:00～20:00 プラザさいわい小ホール	
	第18回	8月 盆前頃	
	第19回	8月 盆後頃	・条例素案の提示と内容調整
	第20回	10月下旬	・パブリックコメント結果報告 ・条例原案確認
市民周知	講演会	6月27日(金) 18:00～19:30 まなぼっと幣舞705号室	・市長挨拶(経過報告) ・山崎委員長講演 ・質疑
	セミナー (わっと10周年 フォーラム)	8月31日(日)	・基調講演:蝦名市長(他1名) ・パネルディスカッション (コーディネータ:山崎委員長) ※メインテーマは「NPOによるまちづくり」

(仮称) 釧路市自治基本条例【素案のたたき台】

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 権利及び責務（第6条—第11条）

第3章 コミュニティ（第12条）

第4章 情報共有（第13条—第15条）

第5章 市民参加及び協働（第16条—第21条）

第6章 行政運営（第22条—第27条）

第7章 この条例の見直し（第28条）

附則

前文

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 案①

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2条 案②

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本的な事項を定める最高規範であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

～ 以下同じ ～

(定義)

第3条 案①

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。
- (3) まちづくり 公共の福祉の増進を目的として行われる全ての公共的な活動をいう。
- (4) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。
- (5) 協働 まちづくりの課題に対して、市民と市がともに考え、協力しながら取り組む事をいう。
- (6) コミュニティ 町内会等の地縁による団体、市民がまちづくりの推進を目的として自主的に構成する特定非営利活動法人等の団体その他これらに類する団体をいう。

第3条 案②

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。

～ 以下同じ ～

第3条 案③

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。

～ 以下同じ ～

(基本理念)

第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。

(1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。

(2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。

(3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。

2 市は、前項の基本原則の実施に当たっては、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。

第2章 権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。

2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、公共の福祉を意識し、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。）は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(市長の責務)

第9条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の

育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

(市職員の責務)

第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(議会及び議員の責務)

第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。

2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。

第3章 コミュニティ

第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めるものとする。

2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加し、まちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。

第4章 情報共有

(情報共有)

第13条 市は、まちづくりに関する情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、自ら情報を発信し、他の市民や市との情報の共有に努めるものとする。

(情報公開)

第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第5章 市民参加及び協働

(市民参加)

第16条 市は、まちづくりへの市民参加の機会を保障するものとし、そのための制度の充

実に努めなければならない。

(協働)

第17条 市は、市民と市の協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民と市の協働の実効性を高めるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。

(子どものまちづくりへの参加)

第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加することができるよう配慮するものとする。

(男女平等参画)

第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

(住民投票)

第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民意見提出手続)

第21条 市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。

第6章 行政運営

(基本構想等)

第22条 市長は、基本構想等を策定するものとする。

2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。

3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。

(財政運営)

第23条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。

2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。

3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。

(行政運営)

第24条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

(行政評価)

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民、有識者等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

(行政手続)

第26条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(他の自治体等との連携)

第27条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力に努めるものとする。

2 市は、行政サービスの向上や効率的な行政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。

第7章 この条例の見直し

第28条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(仮称) 釧路市自治基本条例

素案のたたき台
検討用資料

平成26年4月 釧路市

名 称

(名称)

(仮称) 釧路市自治基本条例

【検討委員会で出された主な意見】

- 条例の性格を考えると、名称は「自治基本条例」とするのが良い。
- この条例は、市民参加だけでなく行政の仕組みについての条項も多く含まれており、釧路市の自治の仕組みを表したものであるため「自治基本条例」という名称にすべきだと思う。
- 名称は「まちづくり条例」など、市民にとってわかりやすいものにするべき。
- 条例全体で見ると「自治」よりも「まちづくり」の要素が強いため、「まちづくり基本条例」とした方が分かりやすい。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 6 ページ

(2) 条項の内容について

① 条例の名称

市民にとってわかりやすく、親しみやすい条例とするため、また、「幅広い市民を巻き込んで活動する」というこの条例の趣旨を反映するために「まちづくり基本条例」とすべきだという意見がありました。ただし「まちづくり」という単語に対しては、「道路や建物などの都市計画的な整備」というイメージを持つ委員もあり、意見は分かれています。

また、この条例には、市民に係る規定だけでなく、総合計画を始めとした自治体運営の基本的な事柄に係る規定も幅広く含まれることから、その性質を正しく表す意味で「自治基本条例」がふさわしいという意見もありましたので、条例の名称については継続した議論が必要です。

前文

(前文)

【検討委員会で出された主な意見】

- 合併前のそれぞれの地域の特性を意識しながら、市民の間でまちづくりへの一体感を醸成していくことが必要。
- 帯広市のように、釧路市の風土に合わせて条文にしたい。
- 釧路ならではの文章として、まちの広域化、インフラコストの増大という課題を克服するための、コンパクトなまちづくりという要素を入れたい。
- 地域活動は楽しく、気持ちのよいものでなければ広がらない。釧路の文化をみなで共有する気持ちを前文で表現したい。
- 市民憲章は大切にしたい。前文にそのまま入れてもよいくらいだと思う。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 6 ページ

(2) 条項の内容について

② 前文

釧路市の風土や文化、歴史等を盛り込む他、市民憲章の理念も反映することで「釧路らしさ」を表現すべきです。また、この条例が、釧路市の自治やまちづくりの基本であることがわかる表現を盛り込むべきと考えます。

釧路市民憲章（平成18年10月11日制定）

前文

わたしたちは、広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です。

わたしたちは、先人の開拓精神をうけつぎ、生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築くために、この憲章を定めます。きょうを充実させ、あすを発展させるために。

本文

- 1、元気で働き、明るく豊かなまちをつくりましょう
- 1、きまりを守り、安全で安心な住みよいまちをつくりましょう
- 1、緑を育て、自然豊かなきれいなまちをつくりましょう
- 1、人にやさしく、心ふれあう温かいまちをつくりましょう
- 1、文化を高め、命を尊ぶ平和なまちをつくりましょう
- 1、郷土を愛し、世界に誇れるまちをつくりましょう

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

【検討委員会で出された主な意見】

(なし)

（この条例の位置付け） - 案①

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下、「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

（この条例の位置付け） - 案②

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本的な事項を定める最高規範であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

～ 以下同じ ～

【検討委員会で出された主な意見】

- 条例同士は対等で効力に上下はない。市民に対して誤解を生じる恐れがあるので最高規範という単語は使うべきではない。
- 最高規範という単語は入れるべきではない。他の法令や条例と整合性がとれなくなるリスクが高い。見直し条項も入れるのであれば、「小さく産んで大きく育てる」という発想で良いのではないか。
- 最高規範性については、条例を大事なものとして常に確認するという現実的な行為こそが重要なので、単語を使うかどうかは重要ではない。
- この条例は住民を拘束・規制するものではなく、住民が自ら規範とするものにしなければならないので、最高規範という単語にこだわることはない。
- 最高規範性という単語を使うのではなく、前文などでこの条例がまちづくりの基本であることを示せば十分であると思う。
- 最高規範という言葉を使わなくても、「最大限尊重する」という書き方でも趣旨は表せるのではないか。
- 最高規範性は条例に規定してそうなるものではなく、取組の結果、最高規範として扱われるものだと思う。
- 法律的な話にこだわらず、最高規範の文言を入れて皆の規範としていくのが良いと思う。
- この自治基本条例は、色々な条例・計画の中で理念的、原則的に上に立つものと捉え、最高規範と位置付けるべき。

- 法理論によって否定するのではなく、まちづくりに対する市民の意気込みを表したい。
- 自治基本条例は法規制の力で最高規範となるのではなく、みなで作ってみなで決めたから、みなで尊重し運用するという理屈で、規範性と実効性を担保するものである。それゆえ作るプロセスで全市民的な議論や入念な検討を行い、不断に運用しなければならない。最高規範という単語はその決意を示すために必要と思う。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 8 ページ

(2) 条項の内容について

⑪ 最高規範性

自治基本条例は、まちづくりや自治全般の理念や原則を広く規定する条例なので、釧路市の他の条例や行政の計画を制定、見直し等する際には、基本となる規範として扱っていくこととなりますが、そのことを「最高規範性」という単語で明記するかどうかで委員の意見が分かれています。

法制度上は、全ての条例は対等なので、「最高規範性」を明記しても、(仮称) 釧路市自治基本条例の効力が他の条例に優越するわけではありません。実際には、市民の合意を形成しながら(仮称) 釧路市自治基本条例を制定し、内容の周知を徹底するとともに、その理念を市民や行政が継続的に実践していくことで、事実上の「最高規範性」を持たせることを目指すものです。その決意を示すために「最高規範性」を明記すべきだという意見が出されています。

一方で、法制度上の「最高規範性」を持ち得ないのであれば、市民に誤解を与えるべきではないという観点や、将来にわたる釧路市の法制上の混乱を未然に防ぐという観点から、今は明記すべきではないという意見と、その上で、後述する条例の見直しの際に、状況を踏まえて改めて判断してはどうかという意見が出ています。

(定義) - 案①

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。
- (3) まちづくり 公共の福祉の増進を目的として行われる全ての公共的な活動をいう。
- (4) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。
- (5) 協働 まちづくりの課題に対して、市民と市がともに考え、協力しながら取り組む事をいう。
- (6) コミュニティ 町内会等の地縁による団体、市民がまちづくりの推進を目的として自主的に構成する特定非営利活動法人等の団体その他これらに類する団体をいう。

(定義) - 案②

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
 - (2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。
- ～ 以下同じ ～

(定義) - 案③

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。
- ～ 以下同じ ～

【検討委員会で出された主な意見】

- 市民の定義は住民に限定すべき。義務を負わない人が権利を主張できるのはおかしいし、反社会的なグループが大挙して権利を行使することも可能性として残る。斜里町のように

「市民」と「市民等」と定義するのも混乱を招くので賛成できない。

- 市民は一般的に個人を指すもので、団体まで含めるのは適当ではない、団体については他の条項で規定すればこと足りる。
- 自治基本条例の条文は、普通の釧路市内で生活している人達がよくわかる表現にするべきで、市民の定義については「釧路市に居住する者」でよいと思う。
- 市民は「住所を有する者」とすべき。市民とは義務を負担する人を指すものと思う。ただ、まちづくりは、住民だけでなく、多くの人の意見や協力がいるものだとも思う。
- 市民の定義は、地方自治法上の住民の定義と合わせるべき。自治基本条例だけで独自の定義をすべきでない。まちづくりの担い手を広く捉えたいのであれば、市民と市民等というように分けて定義するのがよい。
- 自治基本条例の目的は、まちづくりを担う市民をどう増やすかであるので、市民は住所を有する者に限定するのではなく、幅広く捉えるべき。
- まちづくりは住民だけで行うものではなく、住民以外にも色々な人が入り込んで行われているのが現実なので、市民の定義も広く捉えた方がよい。
- まちづくりへの貢献は納税以外にもある。釧路市外の人達が釧路を元気にしてくれるという部分を前向きに捉え、市民の定義は住民に限定せず幅広くするべき。
- 自治基本条例はその性格上、幅広く地方自治を規定することになるので、他の法令との抵触が起きやすい。そのため定義や住民投票等、他の法令や条例と関わる箇所の判断は慎重にするべき。法令と整合性がとれないことはあってはならない。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 6 ページ

(2) 条項の内容について

④ 市民の定義

まちづくりへの参加や行政サービスの享受という市民の権利は、義務や責任と表裏一体のものであるため、地方自治法に定める「住民」（「釧路市の区域に住所を有する者」）と一致させるべきだ、という意見があった一方で、自治基本条例の趣旨はまちづくりの担い手を増やしていくことにあると捉え、「住民」に限定せず、市内で活動する人達も幅広く「市民」として規定すべきだという意見があり、見解は分かれています。

ただし、「市民」という単語は、その文脈によって委員が受け取るイメージが異なっているため、様々な市民参加の形態を整理した上で、継続した議論を行う必要があります。

(基本理念)

第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。

(1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。

(2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。

(3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。

2 市は、前項の基本原則の実施に当たっては、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

- 目的で謳っていることを達成するための基本理念・原則だと思うので、それぞれ必要である。
- 目的、基本理念、基本原則はそれぞれ独立した条項でよいと思う。
- 目的、基本理念、基本原則が別個にあってよいと思う。
- 釦路らしいまちづくりのための条例を作るためにも、前文、目的、基本理念、原則はそれぞれ分かれていて良い。
- 基本理念や基本原則で文言として比較しにくいものを並べると、混乱が生じるのではないか。
- 理念的な表現ばかりを並べるのであれば、前文や目的などに集約してしまった方がすっきりする。
- 目的、基本理念、基本原則は役割が重複しているのでは。前文、目的、定義のみに集約してもよいと思う。
- 基本原則は、地方自治の基本原則である憲法や地方自治法に定める二元代表制を基本とすること、等を入れるべき。
- 市民ができることは自助共助の範囲内で市民が行う、経済原理が働くものは民間が行う、行政は福祉など本来の仕事に力を注ぐ、そういった市民協働を進めなければならない。
- 障がい者の権利について、独立した条項とまではいかなくともなんらかの表現を入れて欲しい。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 6 ページ

(2) 条項の内容について

③ 目的、基本理念、基本原則

各条項が重複した内容にならないよう、表現を工夫すべきと考えます。

第2章 権利及び責務

(市民の権利)

- 第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。
- 2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。
 - 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

(市民の責務)

- 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。
- 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、公共の福祉を意識し、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

【検討委員会で出された主な意見】

- まちづくりに参加する市民を増やすためには、まちづくりについての勉強会を重ねながら、双方が相手の意見に聞く耳を持つことが大切。
- 条例制定を、市民がまちづくりに対する考え方を変えるきっかけにしたい。
- 市民がまちづくりに参加する意識を持つこと、関心を持つことが最も大切。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 7 ページ

(2) 条項の内容について

⑤ 市民

自治基本条例制定において重要なことは、市民一人ひとりに、まちづくりへの関心と、その担い手であるという自覚、情報の共有、コミュニティ活動や市政参加を促すことであるので、その点を明記した条項にすべきです。

（事業者の責務）

第8条 事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。）は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

【検討委員会で出された主な意見】

（なし）

【参考】

釧路市中小企業基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、本市の中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業者等、大企業者及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

（市長の責務）

第9条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

（市職員の責務）

第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

- 市長が条例を遵守するのは当然のことなので、宣誓までさせる必要はない。

（議会及び議員の責務）

第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。

2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

- 自治基本条例は原則的な記載に留めておき、具体的な部分は議会基本条例に則して行うというスタイルがスッキリするのでは。
- わかりやすくするという観点からは、他の条例を引用する形は好ましくない。理念が損なわれなければ、議会基本条例と重複してもよいのでは。
- 現行の議会報告会は継続するよう、自治基本条例の側でも情報公開を保障できる形になればよいと思う。

【参考】

釧路市議会基本条例（抜粋）

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市民を代表する意思決定機関並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の監視及び評価機関であることを常に自覚し、公正かつ透明で市民にわかりやすい開かれた議会を目指すこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、市民全体の福祉の増進を目指すこと。

第3章 コミュニティ

(コミュニティ)

第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てよう努めるものとする。

2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加し、まちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

- コミュニティに関しては町内会にプラスとなる表現を盛り込みたい。
- 地域に住む人達は、地域の恩恵を受けているのだから、地域のコミュニティ活動にも責任があることを条例で表現したい。
- コミュニティというカタカナを使うよりも、共同体という漢字を使う方が市民にとっては分かりやすいと思う。
- コミュニティの核は町内会なので、組織率の低さを解消するよう、市民の加入を促すような条文案があればよいのだが。
- 住民はコミュニティの中で暮らしており、活動しているコミュニティ組織にも責任があるということを明快な言葉で表して欲しい。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 7 ページ

(2) 条項の内容について

⑥ コミュニティ

コミュニティについては、町内会に代表される地縁で結ばれた地域コミュニティと、NPO等の共通する目的意識から作られた目的別のコミュニティがありますが、そのどちらもまちづくりの担い手として欠かせない存在であり、市民や市が、これを守り育てていくことを明記すべきです。

第4章 情報共有

(情報共有)

第13条 市は、まちづくりに関する情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、自ら情報を発信し、他の市民や市との情報の共有に努めるものとする。

【検討委員会で出された主な意見】

- 施策決定の道筋と、その中で市民意見がどう反映されるかが市民に理解されれば、サイレントマジョリティの意見も出てくる。
- 市民も心のどこかでまちづくりに関わりたいという気持ちはある。それを活かすには市側からのわかりやすい説明が必要。
- 情報共有のためには、市民も自分たちで努力して情報を知るという姿勢が必要。
- 情報共有については、市から市民だけではなく、市民からも市に情報を提供する必要がある。
- 行政側の分かりやすい情報発信と、情報の受け手としての市民の意識を高める取組を併せて行う必要がある。
- 情報共有のためには、関心やパソコンの有無等、受け手の状況にあわせた情報提供を行う必要がある。
- 行政が、仕事ぶりを常に市民に見られているという緊張感を持ち続けて、まちづくりをしていくことが大事で、自治基本条例はそれを担保する意味がある。
- 帯広市のように、あえて「説明責任」の条項を入れると、市民にとってわかりやすい形になるのではないか。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 7 ページ

(2) 条項の内容について

⑦情報共有

情報共有を図るためには、行政側は適切な方法で、わかりやすい情報提供に努めることはもちろんですが、市民の側も自ら関心を持ち、情報を集める努力をすることが必要です。また、行政から市民への情報提供だけでなく、市民から市への地域情報の提供や、市民と市民の情報共有も大切です。

(情報公開)

第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

(なし)

【参考】

釧路市情報公開条例（抜粋）

(目的)

第1条 この条例は、知る権利を基礎とする市政に関する情報を求める市民の権利を明らかにし、市の有する市政の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政への市民の理解と信頼を深め、市民参加の開かれた、公正で民主的な市政の発展に資することを目的とする。

（個人情報保護）

第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

- 災害時の避難等、情報公開と個人情報の保護の兼ね合いで現場が苦慮することがあるので、折り合いをつけられる条項を条例に盛り込むことを検討したい。

【参考】

釧路市個人情報保護条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護と公正で民主的な市政の実現を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

第5章 市民参加及び協働

(市民参加)

第16条 市は、まちづくりへの市民参加の機会を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

- 地域にも意識の高い市民は数多くいるので、彼らが参加する場、意見を反映する場があればよい。
- 市民協働のためには、まちづくりの仲間づくりをしなければならない。そのためには経歴にこだわらず一般の人がもの言える環境を作って欲しい。
- 市民参加の過程では、忌憚のない意見を言ってもらえるよう、組織や会社を背負うのではなく、個人の立場で参加してくれる方を増やしたい。
- 市民参加を増やすには、まちづくりが他人事ではないことを理解してもらうことが必要。
- 社会教育の総量が、市民参加の基礎を作る。市民参加の促進と社会教育の実施を平行で進めていかなければならない。
- 市民との合意形成に時間をかけることによって、サイレントマジョリティからも意見を掘り起こすことは可能。
- 自治基本条例にもとづく市民参加は、現行の二元代表制を覆すものではなく、活力を与えるもの。立案の段階で市民意見がどれだけ入っても、最終的な決定は市民の信託を受けた市長や議員が行うことになる。
- 自治基本条例をもってしても、地方自治法上の二元代表制を基本とする現行の自治の仕組みを覆す形で市民の意見を取り入れることはできない。
- 極端な意見や雰囲気流されやすいという民主主義の危険性は、現行の間接民主制でも現れている。それを和らげるためにも、自治基本条例のもと、多様な意見を聞きそれを反映する仕組みを整えていくことが重要。
- 市民参加を推進する、市民協働を高めることは理想論としてはわかるが、自治基本条例で規定するのは簡単だが、実際やるとなると大変で、実効性はないと思う。

（協働）

- 第17条 市は、市民と市の協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民と市の協働の実効性を高めるよう努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

- 市民協働は形だけのものや、行政の体の良いアウトソーシングであってはならない。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 7 ページ

（2）条項の内容について

⑧ 市民参加・市民協働

市民参加を図るためには、行政側は適切な方法で、市民が参加しやすい場を設けることはもちろんですが、市民の側も、まちづくりが他人事ではないことを自覚し、自分達のできる範囲でまちづくりに参加する意識を持つことが必要です。ただし、まちづくりへの参加は強制であってはならず、参加不参加に関わらず不利益を受けることがないことを明記すべきです。

また、市民協働が行政の単純な丸投げにならないよう、行政と市民の対等な協力関係でなされるべきです。

なお、（仮称）釧路市自治基本条例で規定する市民参加は、選挙で選ばれた市長や市議会議員という二元代表制による現行の政策決定のシステムを覆すものではなく、そのための判断材料となる多様な市民の意見を提供し、プロセスを活性化するために行われるもので、条例制定後も最終決定の権限は二元代表制による機関（市長・市議会）にあります。

（子どものまちづくりへの参加）

第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加することができるよう配慮するものとする。

（男女平等参画）

第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

- 他都市ではあまり例がないとしても、男女平等参画の条項は是非持つべきだと思う。
- 市民の権利に関して、特定の属性について特別に条項を設けて言及すべきでない。全ての属性を同様に扱わなければならなくなり、收拾がつかなくなる。

【参考】

釧路市男女平等参画推進条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者等及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会の実現を図ることを目的とする。

（住民投票）

第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

- 重要な施策については、住民投票を実施できるようにすべきだと思う。ただ、投票結果を踏まえた決定は二元代表制の下で行われるべき。
- 住民投票は絶対必要。二元代表制で決定するのは当然だが、その前に、多様な意見を吸い上げる仕組みはあった方がよい。
- 住民投票は、限られた少数の人の意見が二元代表制の決定に事実上の影響を与えてしまう懸念があるので、慎重に検討すべき。
- 仮に規定するのであれば、既存の地方自治法の住民請求に準じて、案件の都度議会の判断を仰ぐという規程にすべき。
- 自治基本条例はその性格上、幅広く地方自治を規定することになるので、他の法令との抵触が起きやすい。そのため定義や住民投票等、他の法令や条例と関わる箇所の判断は慎重にするべき。法令と整合性がとれないことはあってはならない。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 8 ページ

(2) 条項の内容について

⑨ 住民投票

住民投票制度については、二元代表制による政策決定の前段階に、市民の意見を把握するための手段として、また、住民投票に至るまでのプロセスにおいて多様な意見が交わされ、市民の理解や関心、議論が深まるきっかけとして必要であるという意見や、市民の投票行動次第では少数の住民意見が実態以上に重みを持ってしまうという懸念から不要であるという意見、さらには、地方自治法に規定されている「直接請求」により現行でも実施可能であるため、規定する場合は整合をとるべきである、という意見が出ており、見解は分かれているため、継続した議論が必要です。

地方自治法（抜粋）

第五章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（市民意見提出手続）

第21条 市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

（なし）

【参考】

釧路市市民意見提出手続条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、市民意見提出手続に関して必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策又は施策を定める計画及び条例、規則その他の規準（以下「政策等」という。）の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

第6章 行政運営

(基本構想等)

第22条 市長は、基本構想等を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。
- 3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。

(財政運営)

第23条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。

- 2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。
- 3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。

(行政運営)

第24条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

(なし)

（行政評価）

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民、有識者等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

- 行政と市民が対等な関係を構築するには外部評価をしっかりと行うべきだと思う。不断に取り組んでもらうためにも、条例に実施を明記するのがよい。
- 外部評価についての規定はしっかり入れたいと思う。
- 行政評価を規定するのであれば、規程上も実務上も、評価の結果を次の立案に活かさなければならない。
- 総合計画、予算編成、行政評価の有機的な結びつきが大事。それができなければ、行政評価の作業が増えるという弊害だけが残る。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 8 ページ

（2）条項の内容について

⑩ 行政運営

行政が行う施策や事業を改善し続けるために、市民目線から施策や事業を評価する、いわゆる「外部評価」の実施と、その評価を次の政策立案にしっかりと反映していくことを明記すべきです。

（行政手続）

第26条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

【検討委員会で出された主な意見】

（なし）

【参考】

釧路市行政手続条例（抜粋）

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）の趣旨にのっとり地方公共団体が講ずるよう努めることとされた手続のうち処分、行政指導及び届出に係るものについて、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

（他の自治体との連携）

第27条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。

2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。

【検討委員会が出された主な意見】

（なし）

第7章 この条例の見直し

(この条例の見直し)

第31条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

【検討委員会で出された主な意見】

- 見直し条項は必要だと思う。市民協働の取組を評価する仕組みは必要。
- 条例を制定し、取組を進めることで初めて出てくる意見もあるので、それらも踏まえて都度見直ししていくべき。
- 条例制定後、実践できているかの点検を行い、条例を活かしていくためにも、見直し条項は入れるべき。
- 自治基本条例の実効性を担保するためには、条例を定期的に見直し、実践を外部的にもチェックすることが重要。

【参考】

『条例制定についての検討報告書』 9 ページ

(2) 条項の内容について

⑫ 条例の見直し

(仮称) 釧路市自治基本条例は制定そのものが目的ではなく、制定後の市民への浸透と、市民、行政、議会による継続的な実践こそが最も重要であり、そのことを担保するためにも条例の見直し条項を設け、条例制定後一定の年数が経過するごとに、実践状況を確認し、実態に即して条文の見直しや取り組みの改善を図っていくべきです。

(仮称)釧路市自治基本条例(素案のたたき台) 掲載条項一覧

アンケート・検討実施時の項目		H25.2月 検討委員 アンケート結果(※)			H25.6月 標準的な 条文例	素案の たたき台
		◎	○	×		
1. 前文		3	3	0	○	○
2. 目的		3	2	0	○	○ (目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とする。
3. 条例の 位置付け	最高規範性	4	0	1	○	○ (この条例の位置付け) 《第2条 案①》 第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画(以下「基本構想等」という。)その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
	他条例との整合、位置付け	0	0	1		
4. 定義		1	2	0	○	○ (定義) 《第3条 案①》 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者(市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。以下同じ。)をいう。 (2) 市 議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)をいう。 (3) まちづくり 公共の福祉の増進を目的として行われる全ての公共的な活動をいう。 (4) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。 (5) 協働 まちづくりの課題に対して、市民と市がともに考え、協力しながら取り組む事をいう。 (6) コミュニティ 町内会等の地縁による団体、市民がまちづくりの推進を目的として自主的に構成する特定非営利活動法人等の団体その他これらに類する団体をいう。 《第3条 案②》 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。 (2) 市 議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)をいう。 ～ 以下同じ ～ 《第3条 案③》 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市 議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)をいう。 ～ 以下同じ ～

アンケート・検討実施時の項目		H25.2月 検討委員 アンケート結果 (※)			H25.6月 標準的な 条文例	素案の たたき台
		◎	○	×		
5. 基本理念					○	○ (基本理念) 第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。
6. 基本原則		2	1	0	○	○ (基本原則) 第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。 (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。 2 市は、前項の基本原則の実施に当たっては、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。
7. 市民	市民の権利	0	3	1	○	○ (市民の権利) 第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。 2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。
	市民の責務	0	3	0	○	○ (市民の責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、公共の福祉を意識し、自らの発言と行動に責任を持つものとする。
	事業者の権利・責務	0	0	1	○	○ (事業者の責務) 第8条 事業者(市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。)は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
	外国人の権利・責務	0	1	1		
8. 市長・職員	市長の責務	0	1	2	○	○ (市長の責務) 第9条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。 2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。
	職員の責務	0	3	2	○	○ (市職員の責務) 第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。
9. 議会・議員	議会の責務	0	1	2	○	○ (議会及び議員の責務) 第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。 2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。
	議員の責務	0	0	2	○	
	議会運営	0	0	2		
10. コミュニティ等	コミュニティ	2	0	1	○	○ (コミュニティ) 第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めるものとする。 2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加し、まちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。
	コミュニティへの参加規定	0	0	1		
	自治会に関する規定	1	0	1		

アンケート・検討実施時の項目		H25.2月 検討委員 アンケート結果 (※)			H25.6月 標準的な 条文例	素案の たたき台	
		◎	○	×			
11. 情報公開・ 情報共有	情報共有	3	1	0	○	○	(情報共有) 第13条 市は、まちづくりに関する情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、自ら情報を発信し、他の市民や市との情報の共有に努めるものとする。
	情報公開				○	○	(情報公開) 第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。
	個人情報保護	1	0	1	○	○	(個人情報保護) 第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。
12. 市民参加・ 市民協働	市民参加	3	3	0	○	○	(市民参加) 第16条 市は、まちづくりへの市民参加の機会を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。
	市民協働				○	○	(協働) 第17条 市は、市民と市の協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民と市の協働の実効性を高めるよう努めなければならない。 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。
	計画・執行・評価への市民参加	1	1	1			
	子ども・未成年者の権利	0	3	2	○	○	(子どものまちづくりへの参加) 第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加することができるよう配慮するものとする
	男女共同参画	0	2	2	○	○	(男女平等参画) 第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。
	住民投票	2	2	1	○	○	(住民投票) 第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。 2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。 3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。 4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
パブリックコメント	0	1	1	○	○	(市民意見提出手続) 第21条 市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等(以下「政策策定等」という。)に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方を公表しなければならない。	

アンケート・検討実施時の項目		H25.2月 検討委員 アンケート結果(※)			H25.6月 標準的な 条文例	素案の たたき台
		◎	○	×		
13. 行政運営	基本構想・総合計画	0	3	1	○	○ (基本構想等) 第22条 市長は、基本構想等を策定するものとする。 2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。 3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。
	財政計画	0	0	1	○	○ (財政運営) 第23条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。 2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。 3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。
	行政運営	0	0	1	○	○ (行政運営) 第24条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。
	行政評価	0	2	1	○	○ (行政評価) 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民、有識者等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。
	行政手続	0	0	1	○	○ (行政手続) 第26条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。
	他自治体・国・道との連携	0	1	1	○	○ (他の自治体等との連携) 第27条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。 2 市は、行政サービスの向上や効率的な行政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。
	政策法務	0	0	1	○	
	危機管理	0	1	1	○	
	公益通報	0	0	1	○	
	附属機関会議の公開 財政上の数値目標の設定	0 0	0 0	1 1	○ ○	
14. その他	見直し・改正条項及び手続き	0	2	1	○	○ (この条例の見直し) 第28条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
	条例を推進する市民組織	2	0	1	○	

FAX送信先：0154-22-4473

資料4

(釧路市都市経営課宛)

感想記入シート

第13回検討委員会（平成26年4月18日開催）

※委員会の感想、
委員長への質問、
事務局への要望
等、自由に記入し
てください。

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp